

医政第1428号
平成29年1月30日

各広域健康福祉センター所長
宇都宮市保健所所長 } 様

医療政策課長

医療機能情報制度の実施に当たっての留意事項の一部改正
について

このことについて、厚生労働省医政局総務課から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

なお、一般社団法人栃木県医師会長、一般社団法人栃木県歯科医師会長及び栃木県病院協会会長に対しては別途通知したので申し添えます。

（ 医療指導担当：長岡
TEL 028(623)3085
FAX 028(623)3056 ）



医政第1428号
平成29年1月30日

一般社団法人栃木県医師会長
一般社団法人栃木県歯科医師会長
栃木県病院協会会長 } 様

栃木県保健福祉部長 近藤 真寿

医療機能情報制度の実施に当たっての留意事項の一部改正
について

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃から特段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このことについて、厚生労働省医政局総務課から別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

なお、とちぎ医療情報ネットの記載等については、平成30年3月更新予定の次期システム導入時に、併せて修正する予定です。

つきましては、貴会員に対し周知くださいますようお願い申し上げます。

医療政策課医療指導担当：長岡

TEL 028(623)3085

FAX 028(623)3056

事務連絡

平成28年12月27日

各都道府県 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局総務課

医療機能情報提供制度の実施に当たっての留意事項の一部改正について

今般、平成28年度診療報酬改定による診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）の改正等に伴い、本日付けで、平成十九年厚生労働省告示第五十三号（医療法施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項を定める件）の一部を改正する件（平成28年厚生労働省告示第437号）が告示され、医療機能情報提供制度において、病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項の一部が改正されました。

これに伴い、医療機能情報提供制度の実施に当たっての留意事項について（平成19年9月25日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡）の本編資料、別表1及び別表2を添付のとおり改めましたので、内容をご了知いただくとともに、管下の医療機関に周知をしていただきますようお願いいたします。

なお、標記制度の実施に当たっては、医療機能情報提供制度実施要領について（平成19年3月30日付け医政発第0330013号厚生労働省医政局長通知）にてお示ししている実施要領についてもご了知いただき、円滑な運用に引き続きご尽力いただきますようお願いいたします。

（添付資料）

- ・ 本編資料【各医療機関別】（省令別表第1に記載された事項及び留意事項）
- ・ 別表1【各医療機関別】（平成十九年厚生労働省告示第五十三号に記載された事項（第11条関係を除く。）等及び留意事項）
- ・ 別表2【各医療機関共通（助産所を除く）】（平成十九年厚生労働省告

示第五十三号に記載された事項（第 11 条関係）及び留意事項）

（参考資料）

- ・ 平成十九年厚生労働省告示第五十三号（医療法施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項を定める件）の一部を改正する件（平成 28 年厚生労働省告示第 437 号）
- ・ 新旧対照表

（照会先）

厚生労働省医政局総務課 鈴木、渡部

TEL:03-5253-1111 (4098、4109)

FAX:03-3501-2048